平成２５年（フ）第２３４７号
北海道恵庭市柏陽町３丁目12番地12　グレイスハイツＡ102号
債務者　三浦　光正
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６４号
岩手県奥州市江刺区男石２丁目３番２号　男石住宅９号、旧住所岩手県奥州市江刺区中町９番26号　日昇アパート１号室
債務者　高藤ミサ子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第７７号
福島県耶麻郡猪苗代町大字山潟字沼上山1043番地10
債務者　星　　明美
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第８０号
福島県喜多方市豊川町一井字三百苅276番地２
債務者　飯野ツギ子
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第２２８号
静岡県富士市鮫島318番地の10
債務者　平野佐奈江
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第７５号
三重県松阪市新町844番地
債務者　上村　智子
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第６５号
京都府船井郡京丹波町豊田山内88番地１
債務者　溝口　敦子（旧姓片山）
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第７６号
愛媛県西予市宇和町伊賀上1669番地35　一の瀬団地37号
債務者　宮本けい子
1　決定年月日時　平成25年12月19日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第６８号
福岡県大牟田市城町１丁目８番地３　ベルハウス302号
債務者　池田　直美
1　決定年月日時　平成25年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第２９６号
盛岡市前九年３丁目４番10号、旧住所岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子758番地６　メトロ・アクテュエル202号
債務者　太野　直人
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３４５号
盛岡市北天昌寺町18番59号
債務者　上田久二夫
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２３１号
静岡県富士宮市淀平町838番地　アンムートⅢ３号棟202号、前住所静岡県富士宮市淀師583番地の１
債務者　佐野　孝洋
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第９２号
兵庫県多可郡多可町中区安坂187番地　ムックｉｎアサカ101号
債務者　西元　　悟
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第９３号
兵庫県小野市粟生町1408番地の４
債務者　小林　和弘
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第１００４号
広島市中区鶴見町７番３―403号
債務者　迫田　恭信
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２７８号
香川県さぬき市大川町富田西2812番地７
債務者　大山　誠二
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４１号
香川県観音寺市柞田町甲1102番地10、住民票上の住所香川県観音寺市港町２丁目２番19―１号
債務者　白川　千晴
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
高松地方裁判所観音寺支部